

## 健康観察 Q&A

最終更新日：2021年7月21日（府確認済）

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

Q1. 本事業に参加することを決め、登録を行いました。実際に、保健所からの依頼があった場合に、当日どうしてもシフト上受け入れられない場合はどうなりますか？

A1. 当日のシフトで受け入れができない場合は当然であると想定されます。保健師は、対応訪問看護ステーションリストから、順番に電話をされます。当該患者の依頼を受け入れられない場合は、その旨を保健師に伝え、お断りされて大丈夫です。

Q2. 陽性者対応を行ったことがないので、PPEの脱着や健康観察の実施方法に、不安があります。マニュアルなどがありますか？

A2. 府作成のマニュアルがあります。大阪府訪問看護ステーション協会の、HPよりダウンロードしていただくことができます。また、さらに具体的な作業マニュアル（大阪府訪問看護ステーション協会作成）も当会特設ページに掲載しておりますので併せてご確認をお願いいたします。

Q3. 15分で訪問を行うのは、無理があると思いますが、どのようにするのでしょうか？

A3. 「15分の訪問を目安とする」とは、利用者との居室内での対面時間を指します。交通や保健師からの情報提供、PPEの脱着時間、報告など、健康観察の受諾から報告までに要する時間は別途必要となります。

また、事前に利用者宅に訪問看護師より電話連絡することで、時間の短縮が図れます（健康観察マニュアル参照）

Q4. PPEの脱衣後のガウン等のゴミはどうすればいいですか。

A4. 健康観察で使用したガウン等については、2重に袋に入れて、患者宅で廃棄をお願いしてください。（訪問前電話で訪問看護師よりその旨を患者にお伝えいただきます）

（健康観察マニュアル参照）

Q5. PPEのためのN95マスクやガウン等の配布は保健所ですとありますが、事前にいただけるのでしょうか？受け渡しはどうなりますか？

A5. N95マスクやガウン等は、大阪府より、保健所にまとめて送ります。登録訪問看護ステーションには、事前に保健所に取りに行ってもらうこととなります。（保健所により郵送など方法が異なる場合もありますので、管轄保健所に電話でご確認下さい）

Q6. 健康観察実施後、保健所に速やかに報告するとありますが、保健所に連絡がつかない場合も想定されるかと思いますがその場合の報告はどうするのですか？

A6. 基本的に、保健所の担当者連絡先には連絡がつく電話番号を記載しますが、万が一他機関と電話中などで繋がらない場合は、お手数ですが、お掛け直しをお願いします。

<p>Q7. 翌日の保健所への報告（書）は、メールですか？それとも郵送ですか？</p> <p>A7. 基本的に受け渡し方法はメールでお願いします。メールの送付が難しい場合は、担当保健所と受け渡し方法について相談し、決めていただくようお願いします（担当保健所に持参又はFAXなど）。</p>
<p>Q8. 健康観察について登録をしようと考えていますが、大阪府訪問看護ステーションの会員ではありません。会員でないと登録できないのでしょうか</p> <p>A8. 集合契約という方式のため、当会会員施設のみとさせていただきます。何卒ご了解くださいますようお願いいたします</p>
<p>Q9. 中核市にある訪問看護ステーションです。本事業の実施の登録を考えていますが、登録できるのですか？</p> <p>A9. 今回の登録は、大阪府保健所管轄（9保健所）のみとなります。 訪問看護ステーションの所在地が中核・政令市にあっても、大阪府保健所管轄への登録は、可能です。当会ホームページのWEB登録フォームにチェック欄がありますので、登録する該当保健所にチェックをお願いいたします。</p>
<p>Q10. 本事業の健康観察は、医療保険や介護保険の訪問看護とは別とありますが、午前、保健所依頼による健康観察実施後、同一日の午後、医師の指示のもと訪問看護実施となった場合、請求はどうなりますか？</p> <p>A10. ご質問の事例においては、午前は本事業実施として既定の委託料をお支払いします。午後の訪問看護については、通常の訪問看護（介護保険、医療保険）でご請求いただくこととなります。（午後の訪問看護は、本事業の対象外となり、本事業の請求はできません）</p>
<p>Q11. パルスオキシメーターは患者宅に必ず事前に貸与されているのでしょうか？ 血圧測定が必要と看護師が判断した場合、自分の血圧計を使用してもよいのでしょうか？</p> <p>A11. 大阪府の保健所では、パルスオキシメーターは患者に原則貸与されています。 看護師が必要と判断し、事業所の血圧計や聴診器を使用し血圧測定を行った場合は70%アルコール等での消毒等を必ず行ってください</p>
<p>Q12. 5万円の補助の用途は何ですか？また後日、領収証等報告が必要となるのですか？</p> <p>A12. 5万円の補助は、貸与や支給備品で補われない健康観察に必要な費用があることを想定し、一事業所当たり、初回に1回限り支払われるものです。 領収証等の用途報告は必要ありません。 (ゴーグルや、専用血圧計、聴診器、保険料など)</p>

Q13. 保健所から提供される PPE の物品の種類と数を教えてください。

A13. 保健所からの提供される PPE は以下の通りとなります。( ) カッコ内は 1 回の健康観察当たりの参考使用数です。10~20 回分程度の提供を事前に受けとることができません。

○N95 マスク (2)    ○手袋 (4)    ○ガウン (1)    ○フェイスシールド (1)  
○ヘアキャップ (1)    ○足袋 (1)    ○ゴミ袋 (3)

Q14. 健康観察を実施した場合の請求方法、流れを教えてください

A14. 請求～受け取りまでの流れは以下の通りとなります

- ① 実施月の翌月 10 日までに、既定の様式に必要事項（実績）を記載し当会メールまで添付ファイルでお送りください
- ② 当会にて実績を確認できたものは、翌月末までに支払通知書を郵送します。
- ③ 支払通知書発送から約 2 週間程度で、事前登録時にお届けいただいた口座に、お支払いいたします。

★ご報告いただいた健康観察の実施回数や時間等が、保健所からの報告と異なる場合は、事業所へ確認連絡をさせていただきます。これらの場合、支払い通知書の発送や委託料のお振込みが遅れる場合がありますことをご了解ください。

★請求様式、実績報告様式は、当会特設ページに掲載していますのでダウンロードしてご使用ください。（「請求の流れ」フローチャートも併せて確認下さい。）

Q15. 会員施設ですが、訪問看護ステーションではなく、診療所のみなし訪問看護事業所です。応募できますか？

A15. 当会会員施設であれば、応募可能です。

Q16. 准看護師を訪問させることはできますか？

A16. 原則、正看護師としますが、以下の場合、准看護師の訪問が可能です

- ① 同一事業所より 2 人出務する場合で 1 名が正看護師であれば、もう 1 名は准看護師の出務が可能です。
- ② 受諾時に、出務する正看護師がなく、患者の病態等の判断に管理者や正看護師のフォローアップ体制が取れる場合は、准看護師に出務していただくことが可能です。